

総務省「2018年度地方財政対策」と東京都の課題

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

1. 2018年度地方財政対策

昨年12月22日に総務省が公表した「2018年度地方財政対策のポイント及び概要」は以下のとおりである。

◆ 2018年度地方財政対策のポイント

http://www.soumu.go.jp/main_content/000523778.pdf

◆ 年度地方財政対策の概要

http://www.soumu.go.jp/main_content/000523779.pdf

具体的には下記のように、地方税はほぼ横ばいのものの、地方交付税が2.0%減額となり、逆に臨時財政対策債（国の赤字国債に相当するもの）が1.5%となっている。地方財源総額は何とか確保したかたちになっている。

○一般財源総額 62.1兆円（前年度比+0.04兆円、前年度 62.1兆円）

- ・地方税 39兆4,294億円（前年度比+3,631億円、+0.9%）
- ・地方譲与税 2兆5,754億円（同 +390億円、+1.5%）
- ・地方交付税 16兆85億円（同 ▲3,213億円、▲2.0%）
- ・地方特例交付金 1,544億円（同 +216億円、+16.3%）
- ・臨時財政対策債 3兆9,865億円（同 ▲587億円、▲1.5%）

2. 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し—東京都の課題

東京都全体をみると、東京都、23の特別区、9市1町は普通地方交付税が不交付団体である。したがって、他の道府県ほどは「地方財政対策」に予算編成が左右されない。しかし2018年度税改正大綱において、「地方消費税の清算基準の抜本的な見直し」が提起され、東京都は下記のように反論してきたが、結果としては提起された通り、2018年度の税制改正大綱に盛り込まれた。これは自公政権のもと、法人事業税の暫定措置（2008年度税制改正）、法人住民税の交付税原資化（2014年度税制改正）、消費税10%段階の措置（2016年度税制改正）といった「地方財源の偏在是正」の延長線上にあるものである。

自公政権、とりわけ安倍政権は財政規律を無視し、公共事業をばら撒く一歩で、負担をかけやすいところにしわ寄せすることを繰り返してきた。今回の措置もその象徴たるものである。

- 国の不合理な措置に対する東京都の主張－地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論

<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/syukeil/zaisei/291204syutyoupokettoban.pdf>

- 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し（2018年度税制改正大綱）

地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

- (1) 消費に相当する額のうち、小売年間販売額について、現行の額から、商業統計の「医療用医薬品小売」、「自動販売機による販売」、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」による「年間商品販売額」の欄の額を除外する。ただし、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」については、「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」及び「自動販売機による販売」によるものを除く。
- (2) 消費に相当する額のうち、サービス業対個人事業収入額について、現行の額から、経済センサス活動調査の「建物売買業、土地売買業」（「土地売買業」を除く。）、「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」（「土地賃貸業」を除く。）、
「不動産管理業」、「火葬・墓地管理業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」及び「医療、福祉」（「社会保険事業団体」を除く。）の欄の額を除外する。
- (3) 消費に相当する額に対して、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額が占めるウェイトを 75%から 50%に、人口が占めるウェイトを 17.5%から 50%に、それぞれ変更する。

（注）上記の改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

- 平成 30 年度与党税制改正大綱に関する知事コメント

<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/syukeil/zaisei/291214chizikomento.pdf>

3. 今後の課題

他方、財務省から「地方の基金残高の増加」キャンペーンがはられ、総務省も 11 月 7 日、「平成 28 年度地方財政状況調査における基金の積立状況等に関する調査結果」を公表して「基金残高増加」の理由を分析するなど、財務省に対する反論を行ってきた。結果的には、2018 年度では地方交付税等の制度的変更は見送られた。

- 調査結果

http://www.soumu.go.jp/main_content/000515809.pdf

■ 地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析（総務省自治財政局）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000515808.pdf

しかし、財務省は「引き続き検討」との立場を崩していないと言われており、また「財源不足があれば、国・地方が折半して財源を出し、これを埋めることが基本」という、いわゆる「折半ルール」も「骨太方針 2015」では 2018 年度までとされていること、地方法人税のさらなる見直しもありうるとされるとなど、「新たな偏在是正措置」の可能性も示唆されており、2019 年度は地方財政にとって厳しい状況が予想される。今後の地方財政のあり方も、東京都を含めた全国の自治体の課題である。

なお 2018 年度予算に関する知事査定は 1 月 4 日から始まっており、12 日まで行われる予定である。2020 年オリンピック・パラリンピック関連の会場整備などの本格化にともなう予算増、築地市場の豊洲移転、子ども子育て支援などの懸案にどう取り組むのか、小池知事にとっても正念場を迎えている。